

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

水戸市使用料等審議会

2 開催日時

平成24年8月23日（木） 午後3時00分から午後5時15分まで

3 開催場所

水戸市民会館臨時庁舎1階101号室

4 出席した者の氏名

(1) 水戸市使用料等審議会委員

藤澤二三夫，高橋京子，齋藤章，高畑健兒，楢崎ひろ子，木内令子，幡谷信勝，
渡邊妙子，根本順一，田山知賀子，永井教子，中村眞一，井上繁，鈴木重紀

(2) 執行機関

財務部長 清水修，財政課長 園部孝雄，財政課課長補佐 梅澤正樹，
財政課財政係長 佐藤直明，財政課財政係員 大谷俊，
下水道部長 仲根光久，下水道管理課長 白田敏範，
下水道管理課課長補佐 栗原千尋，青山和夫，
下水道管理課経理係長 飯塚剛司，下水道管理課収納係長 渡部健一，
下水道管理課計画係長 細谷洋祐，下水道管理課係員 小林雅史，
産業経済部長 岡部輝彦，農業環境整備課長 清水安隆，
農業環境整備課課長補佐 石崎昌一，農業環境整備課管理係長 森田信行

5 議題及び公開・非公開の別

使用料等受益者負担の適正化について（諮問） （公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

- (1) 第3回水戸市使用料等審議会の議論の概要
- (2) 下水道使用料の改定案について
- (3) 農業集落排水処理施設使用料の改定について
- (4) 第5回水戸市使用料等審議会開催通知

対する意見と2番の使用料改定に対する意見，この二つにつきまして，皆様ご覧になって，修正すべき事項，あるいは追加したほうがよろしいというような事項，あるいは御意見，御質問等でも結構でございますが，よろしくお願いします。

委員 前回，ちょっと時間がなかったのですが，不明水の対策ということで，雨水が大雨のときに入ってきて溢れるということについて，「水戸市の下水道事業」22ページにあります，マンホールを直したり，修復しながら対策をしているようですけども，これは平成17年度の対応なんですね。そして，昨年，震災がありまして，その影響についてどうなっているのかなど，ちょっと疑問に思いました。これは，直接，改定に関わる内容ではないんですけども，不明水に対する施策の部分で，現況と震災以降の部分と今後の対応について，資料をいただいて，ここにも入れていただければと思います。

会長 これは，執行機関からよろしいですか。

執行機関 ただいまの不明水についての御質問でございますが，不明水というものはどういったものかと申しますと，汚水処理量と有収水量の差でございます。現在，水戸市は，若干，不明水の量が高い状況でございます。これは，雨水の浸入が多くなっているという状況でございますので，これまでにおきましても，送煙試験，これは煙を使った管渠のつながりの調査，また，テレビカメラ等を用いて調査を行いまして，対策を行っているところではございますが，今後においても，不明水の量を減らすよう努めていく予定でございます。

また，震災後というお話もありましたが，やはり若干，不明水の量が増えているのが現状でございます。管渠等の損壊，破損，あるいは地下水からの流水等も考えられますので，今後においても，そういったものも十分に調査してまいりたいと考えております。

委員 調査ということで，実際に直したりという対応は，まだやっていないということでしょうか。

執行機関 いえ，震災後においてのお話であれば，道路陥没等によりまして管路の損壊等が見受けられた箇所については，カメラ等の調査をして，壊れていれば，市民の安全というものを第一に捉えて，復旧活動に力を入れているところではございます。しかし，今回の震災に関しましては，度重なる余震等がございまして，3月11日以降においても，日々，管路の状況が変わっているということがございます。そのため，継続して調査していく必要があるものと考えております。

委員 資料1の大きい1番の(3)で，経営改善の中の維持管理費の関係で伺いたいと思っております。

賄い率の計算は，使用料を処理費で割り算する，いわゆる分数計算になっているわけですが，この賄い率をアップするには，分子を大きくするか，分母を小さくするかという戦略で臨んでいると思います。賄い率の向上については，前回頂いた資料では，

一般市民から徴収する使用料を上げていくと、そういうデータしかないんですね。分母のほうの処理費を小さくする努力というのが、数値の上で見当たらないんです。例えば、資料2として配られておりますが、その中には、使用料と処理費の年度を追うに従っての数値が示されておりますが、使用料については、年度を追うごとに段々と数値が大きくなっていきますが、汚水処理費についてはほとんど数値が変わらないんです。資料2ですが、この表を見て、維持管理に対する経営努力がなされているのかということが、数値の上で認め難いんですね。前回頂いた資料には、経費の節減について、10項目を超える削減努力というのが文章形式で書いてありましたが、どういう節減が数値的に表れているのかというのが見えないんですね。大事な点なので、節減の努力というのを数字で表せるようお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

会 長 ありがとうございます。これについては、執行機関、お願いします。

執行機関 前回、前々回と下水道部で提出しております「下水道使用料の改定について」という冊子はお持ちでしょうか。こちらの16ページをお開きいただきたいと思えます。A4の横の表になっておりますが、その真ん中のほうに、汚水処理費、またその隣に汚水処理原価という欄があるかと思えますが、汚水処理費の中のF資本費におきましては、いわゆる設備に投資した借金の返済等ということでありまして、これは数値上、減っていかないような状況となっております。対しまして、隣のほうを見ていただければ分かるかと思えますが、汚水処理原価の維持管理費、これが、B分のAということで、維持管理費に対しての有収水量を割り返したものでございますが、1立方メートルを処理するための維持管理の単価は安くなってまいります。これは、汚水量は増えてはいきますけれども、処理するための経費自体は、単価で見れば安くなっていくということになります。したがって、流入量が増えますので、総体的には処理するための経費というものは増えてまいります、単価そのものは安くなっていくものと考えていただければと思えます。

委 員 処理量は年々増えていくということですね。ただ、1立方メートル当たりの単価というのは上がらずに抑えられますということですね。

執行機関 流入量が増えますので、総体的には汚水を処理するための経費は増えてしまいますが、1立方メートル当たりの単価で見いただければと思えます。

委 員 一般市民に分からせるのは大変ですよ。どうもありがとうございました。

委 員 それに関連したことで、維持管理費という話が出てまいりましたが、市民に対してどうなのかということですが、汚水1立方メートル当たりの単価というものはどういう形で構成されているのか。原価計算というんですかね。例えば、人件費がいくらかかるのか、設備費がいくら償却するとか、例えば1立方メートル処理するためにはどういう形の構成が成されているのかというようなことは検討していないのでしょうか。市民に対して、単価というものはこう構成されているんですよ、したがって、

これだけのお金が必要なんですよ、皆さんのお宅から出てきている汚水に、1立方メートル当たりこれだけの経費がかかっているんです、これだけ必要なんです、品物でいえば、その原価がいくらかかる、その原価の中身はこれこれでございますということが分かれば、納得がいくんではないでしょうか。

したがって、今、賄い率が先行して議論されているような形になっておりますが、賄い率というのは、受益者、お客さんが支払うお金という感覚であろうと。汚水を処理してもらうための、便益のためのお金。だとすると、賄い率が低いというのは、本来おかしいですよ。原価に対する買い値ですから。本来は100%が当たり前です。商売ならば、百何十%もらわないと割りが合わないということになります。ですから、賄い率が70%になりますということは、残り30%はどこからお金が出てくるんだということになります。これは、税金なんですよ。市民が全部負担しているということになると思います。

したがって、単価の計算というものが明確に出ていないと、市民に対して、だからこれだけ必要ですという説明にはならないという気がしているんです。まるっきりひっくり返す話になりますけれども、その辺についてももう少し詰めてほしいなと感じております。そうしないと、市民に対して明確に、これだけ必要なんですよということが示せないのではないかなと、改定というものについては、そういったことが必要であると感じます。

会 長 ありがとうございます。この辺のことについて、執行機関、いかがですか。

執行機関 ただいまの維持管理費の原価、単価、あるいは、それに対する使用料の考え方の整理というお話でございますが、まず、今現在、使用料の収入といいますのは、約25億円ございますが、そのうち、維持管理にかかっている経費というのは約14億円です。概数になりますが、管理経費で1億8,000万円ほど、それ以外というのはどういったものかということ、主には業者への委託料であるとか負担金であるとか、そういったもので構成されております。大きく捉えますと、そういうお話になります。

委 員 そういう感覚はいいんですけども、要は、素人に分かるような説明が必要ではないかと思えます。大きなものの考え方の中で、構成としてこうなっていますよというのは分かるんですけども、それでは理解してもらうための説明にはならないのかなと感じます。これこれであるから、こうである、これだけ必要であるというようなことで説明してもらえるのが、使っている身になってみれば、一番分かりやすいのではないかと思います。例えば、下水道使用料で見えますけれど、1立方メートル当たりの構成費、原価の構成費はこうなりますよというような、人件費がいくらかかる、維持管理費がいくらかかる、処理費がいくらかかると、そういうふうなものを具体的に分かるようにしていれば、払うほうも納得をするのではないのでしょうかと感じております。

執行機関 使用料の改定に当たっては、前回の審議会の中でも申し上げさせていただきましたが、住民周知というのは大変重要なことと捉えておりますので、そういった面も含めて、市民により分かりやすく、理解していただけるように努めてまいります。

委員 おそらく、審議会で審議されて、議会で承認されれば、市民に対してそのまま周知することになりますよね。実際の流れとしては、そのような感じになるのかなと思います。ですけれども、それ以前に、そういう周知というものも必要なのではないのでしょうか。承認される前に、水戸市の現状というものがこうであるということが市民に浸透していれば、例えば使用料が上がったところで、市民は納得をするのではないかと考えます。これこれのお金が必要なんですよということが周知されていけば、例えば今後、多少値段が上がったにしても、やむをえないことである、そういう納得が得られて、例えば未収の問題というものも解決していくのではないのでしょうか。納得がない中で、何が何だか分からないけれど、とにかくこれだけよこせと言われたところで、払うほうは、これは高いじゃないかというだけで終わりにになってしまうような気がします。

委員 私は、市のほうを味方するわけじゃないんですが、水戸市の使用料というのは、政令指定都市も含めて、32都市の中で18位、真ん中くらいであり、平成元年のときでは、かなり安い金額だったものが、徐々に上がってきているものです。私は、実は関西に住んでおりましたが、水戸に来まして、すごく安いなと思いました。

地方分権の時代に入りまして、どこの地域も財政が逼迫している状況で、自主的に、自分たちの地域は自分でという場合に、ある程度、市民も参加していく意思を示していく必要があるのではないかと思います。ですから、改定をするにしましても、ある程度、そういった理解のさせ方といいますか、周知の方法が必要ではと思います。

審議会で私たちはこうしてデータをもらいますけれども、一般市民はデータをどれだけ見えるか。一回、ホームページで見ましたが、あまり情報がないんですね。そういう周知の工夫を考える必要があるのではないかと思います。節減できることはやるという努力を示していく必要もあると思います。また、水戸市は真ん中くらいですよというのと同時に、これだけ努力しているということを市民に出していく必要があるのかなと思います。

私がもう一つ気になるのは、消費税がアップするという状況があります。それから、この論議ではまだ出ていなかったのですが、下水道の他に値上がりする予定のものがあるのではないかなと思うんです。他もどのくらい値上がりしていくのか。そうなる、市民の負担として、下水道だけじゃなくて、消費税でも大変な思いの中で、そこも考慮していただけたらなと思います。他の料金についても伺えたらなと思います。

他のものも含めて、トータル的に考えることも必要ですし、だけど、市民参加で財政を立て直していく必要もあると思います。あとは、市民に状況を周知していただきたいと思います。上がることについては、ある程度はやむをえないのかなと思います。

会長 ありがとうございます。ただいまの御発言の中で、後半部分で質問がありました。下水道、農業集落排水以外での料金引上げ等の状況はどうなっているのかということですが、執行機関から、分かる範囲で答えていただければと思います。

執行機関 1回目の会議で申し上げたとおり、使用料改定というのは、行政改革の一環で行っております。ですから、今回の下水道と農業集落排水事業の使用料を見直そうというものほかに、国民健康保険の保険税の改定を25年度に――国民健康保険では運営

協議会というのがありまして、そちらに諮問をしております。ですから、国民健康保険税も見直しを行うというのが市の既定方針でして、この三つを改定しようというのが今の方針です。

その他には、昨年度は介護保険料を改定しました。また、水道事業やその他、市民から頂く負担は他にもたくさんあります。それを一度に全部重ねて改定しては大変なので、交通整理を行いましょとした結果が、今回の下水道と農業集落排水と国民健康保険税です。

会 長 ありがとうございます。
 他にいかがでしょうか。

委 員 前回の会議で配られた資料を見ているんですが、その資料の5ページで、下水道経営の効率化と経費節減策についてですが、この中に出てくる人件費削減について、79人とか69人とか、こういう数字が出てきますが、この人員削減は、下水道の関係職員なのか、それとも市役所全体での職員の減少を表すのか、その点をまず伺いたい。

会 長 これは下水道部と書いてあるので、下水道部だけですよね。

執行機関 そうです。

委 員 そうですか。
 続いて、関連の質問ですが、これは自然減なのでしょう。定年で退職して、その後の補充をしないということですか。

執行機関 下水道事業に関しましては、平成18年度から集中的に投資をしてきたことから、現在は市街化区域が概成しておりまして、事業量そのものを減らしてきております。そういった中で、職員の数も減らしているというような状況です。

委 員 今までの職員数から担当者が減ることになるわけで、それは施設の運営とか維持に支障を来たすということはないのかどうか。あるいは、市民へのサービスが悪くなってくるのを心配するのですが、人員削減について、減らしっぱなしではいけないと思うんですね。その辺の問題点はどのようにクリアしていくのでしょうか。

執行機関 人員削減の御質問でございますが、主に削減している部署といいますのは、建設部門でございます。つまり、下水道管渠の整備に要する職員の数を減らしているような状況でございます。市民サービスの低下を招くことのないよう、維持管理においては、できる限り人員を削減せず、整備に要する人員を減らすような形で人員の削減に努めてまいりました。

委 員 人員削減については、市民サービスが低下しないようにするためには、減った人員で今までの仕事をカバーするということになる。そうすると、市の一人一人の職員の能力を高めるということ、人材育成というのが必要とされる背景になっているんじゃないかと。

ないかと思うんです。そういった人材育成はきちんとやっているのかどうか、伺います。

執行機関 人材育成に関する御質問でございますが、建設の場合ですと、技術の継承というのがまず第一に考えられますから、そういったものを、研修会や事務事業のマニュアル化等を含めまして、人材育成に努めている状況です。

委員 最後に伺いたいのですが、経費節減策の1項目、前回頂いた資料の6ページの一番上に書いてある8ですね。電力料金の削減です。電気代の縮減を図りますという意味表示がしてありますが、精神論のようなものが多い。人件費については、数量的なものが出てきますね。その他のものは、ほとんど精神論みたいなもの、気分で書いている、目標が全然ないのではないかと思います。目標を定めて、それに向かってアプローチしていくという努力が必要なんだろうと思います。お金が絡むような大事なことは、気分だけで乗り切ることにはできないだろうと思います。目標値を定めてほしいと感じております。

執行機関 電気料金の経営形態及び電力の削減という御質問でございますが、具体的に申し上げますと、今現在、内原の浄化センター、あるいは大塚、赤塚の浄化センター又は浜田の汚水中継ポンプ場の高圧電力を、施設別に時間帯別の電力に変更いたしまして、削減を図ってまいろうと考えております。また、今年度、浄化センターから発生します余剰消化ガスを使って電力発電を行い、若宮処理場の電力の約3分の1ほどを賄っていかうと考えております。

会長 ありがとうございます。
経営改善に対する意見、あるいは使用料の数値そのものではなくて、考え方に関する部分、つまり資料1に関して、他はいかがでしょうか。

委員 経営努力、人員削減等をなされた結果、いくら経費を削減できたのか、それから、今後、経営努力でどれだけの金額を削減できるのか、これを数値で表していただきたいと思えます。市民に経営努力を広く周知するという、さきほどの3番の意見の中にもありますが、それを数値として表していただきたい。人員を削減して、いったいどれだけ財政を立て直しできるか、それを表していただきたいと思えます。

それと、もう1点は、例えば人件費であれば、これまで4年間で79人や66人減らしたのですが、これからどうなるのか。

それから、さきほどの電気料金につきましても、過去の実績のみならず、これからどれだけの経費を削減できるか、それを示して、下水道使用料の値上げに対して、利用者の理解を得ていくべきであると思えます。

会長 ありがとうございます。さきほどからいただいているものを資料1のペーパーに付け加えるような方向で行ってはどうかと考えていますので、ひととおり御意見をいただいた後、まとめていきたいと思えますので、その区切りを付ける必要があるのですが、まとめた後、追加で出させていただきますと混乱しますので、他に御意見等ありま

したら出していただいて、まとめに入りたいと思います。

委員 資料1の1番の中身で、文章がずらずらと書いてあるんですけども、(1)ですと、水洗化率という言葉が出てきます。そして、水洗化率の向上を図るということです。確かに向上を図るのは分かるんですけども、率が現在何%で、向上をさせるというのは何%が目標であるのかというようなことが分からないと、ちょっと説明は足りないのではないかなというような感じがするんです。率何%というふうに数字を入れたほうがよろしいでしょう。

それから、(2)で徴収率を向上させるとありますが、徴収率、現在何%です、したがって、目標として何%にしていってほしいというふうに、具体的な数字について若干加えていってほしいような気がします。そうしないと、単なる意見になるような気がします。

会長 ありがとうございます。審議会として考えているのは、ここでお出しいただいた意見を、審議会の附帯意見としてまとめていくということですので、これは最終的には我々の意見になるわけです。ですから、それを踏まえた上で、文章をどうするかという問題は後であろうかと思いますが、ここで、これまで出た意見をちょっとまとめてみてよろしいでしょうか。

一つは、不明水量について明らかにすべきであるというような主旨のことがあったかと思います。それから、汚水処理原価の構成費を明確にするべきであるということ。それから、経費節減の実績と今後の計画について数値で示すべきであるということ。それから、人材の育成、技術の継承等に力を入れるべきであるということ。そして、全体に関連することですけども、下水道事業の現状に関して、市民に分かりやすく説明すべきであろうというような御意見等をいただいたように思います。

この資料1にいろいろ書いてあるわけですけども、この中から附帯意見としてどのように整理していくのかと。これは、今この場で文章を練り上げると、それだけで時間がかかってしまいますので、次回、原案、つまり今の資料1を修正する形でたたき台を出して、また検討していただくということで、この辺は処理したらいかかと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

会長 ありがとうございます。
では、執行機関。

執行機関 不明水の件ですが、下水道部からお出した資料で、不明水率というのは示してございます。25%で、県庁所在地平均では27%です。不明水率としては明らかになっておりますので、不明水の率を下げるべきという御提案でよろしいですね。

会長 さて、今日は、下水道使用料の改定案についての審議がこの後ございますので、経営改善に対する意見等に関しては、この辺にしたいと思います。
続きまして、下水道使用料の改定についての審議に移ります。

まず、改定案について、説明をお願いします。
執行機関。

執行機関 (下水道使用料の改定案について説明)

会 長 ありがとうございます。

前回、最終場面において、___委員から御提案があったわけですが、改定案の3がその趣旨を踏まえたものということになっております。3回に分けるといふところがみそであります。

どういうところからでも結構でございますので、御意見をいただければと思います。

委 員 前回の私の発言に誤りがございまして、それを訂正させていただきたいと思います。他の委員から、前回の65%という賄い率の目標を定めた根拠についての御質問があり、それに対して、下水道が回答したんですが、それに付け加えて、私が、その当時の県庁所在地の平均が65%だから、そのようにしたと申し上げたのですが、それは、当時の県庁所在地の平均ではなくて、平成17年度に審議会で審議したときに、27年度の県庁所在地の賄い率の平均はこうなるであろうということを推定して、65%を設定したということでした。また、20年度の答申については、そのまま65%を目標としたということですので、実際の直近の実績値であったと申し上げましたが、それは間違いでありました。あくまでも、推定して65%というのを27年度の目標としてきたということを当時の資料で確認いたしましたので、訂正させていただきたいと思えます。

それと、もう1点、農集は平成17年、20年に改定しているんですが、農集は直近の県庁所在地の平均を目標としたという事実がございましたので、皆さんに御報告いたします。

会 長 ありがとうございます。前回の御発言に関して、一部訂正があったということでもあります。

委 員 賄い率の目標について、前回私が申し上げたのは、各県庁所在地の持っている中長期計画、それをにらんで水戸市でも賄い率の目標値を定めるべきということをお願いしたつもりです。5年、あるいは10年後に、今現在のよその県庁所在地の賄い率にアプローチしていくのでは、数年たった後、蓋を開けたら、また出遅れていたと、またやらなければいけないとなり、たちごっこである。そうでなくて、今のうちから、県庁所在地の先々の状況、当然、水戸市と同様に計画を立てているはずで、それを横にらみしながら、賄い率の目標値を定めるべきであるということをお願いしたつもりです。

これは、今回お配りいただいた資料の2では、どういうデータになっているんですか。賄い率は、平成22年度の数値になっているでしょう。そうしたら、平成22年度のよその県庁所在地の賄い率に到達するのに、水戸市では数年もかかってしまうということですね。そうすると、その時点でまた遅れをとっている。いつも遅れをとることにならないですか。賄い率については、五、六年前、水戸市の賄い率は全国県

庁所在地のラスト前ですね。これは改善しなきゃならないということになったんだろうと思いますが、いつまでもその事態が続いていくんじゃないかということ懸念します。

会 長 という御意見をいただきました。
 では、執行機関。

執行機関 確かに、例えば改定案2，あるいは3の目標とする賄い率は70%とお示ししておりますが、これは平成22年度における県庁所在地の平均の賄い率であります。したがって、今現在が既に70%を超えている状況でございますので、更に長期的には、賄い率は水戸市よりどんどん上に行くと考えております。概ね1%ほど毎年上がっていくような状況でございます。したがって、改定案3でお示ししました平成31年度の賄い率は、おそらく75%を超えるものと考えております。しかしながら、75%の目標の賄い率とすれば、市民負担となる改定率の増という面では、非常に大幅なものとなるということから、そこまでの改定率はなかなか難しいのではないかという判断をしたものです。

委 員 市民の懐具合も当然、勘案しなきゃならんと。一方において、下水道事業というのは、将来的な姿としては、独立採算制にするような健全財政ということに持っていかなければならないので、いずれ市民の負担は当然増えてくると思うんだけど、事情が分かっている、それに取り組む姿勢が大事だと。茨城県以外の県庁所在地の数年先の賄い率の目標はどういう経過をたどるのかということ横にらみしながら、世の中の実情が分かっている、その中で水戸はこう行くんだよという位置づけ、シチュエーションというのをはっきりさせる必要があると思います。それを分かっている取り組むというのが当然であろうと。やみくもにいくのではだめだと思うんですね。

会 長 ありがとうございます。改定案そのものが出てきたわけですし、いずれかの時点で、この三つの案のどれにするということの方向性をある程度出すということになります。

委 員 資料2を見せていただいているんですが、三つの中から私たちは決定するような形になるんだと思うんですけども、この改定案3の場合は、他は2回に分けて上げますよね。そのときのコスト的なものというのはどうなっているのでしょうか。パーセンテージで表れているそのままなのでしょうか。この2,608円とか2,860円とかって徐々に3回に分けて上げて70%に持っていくということは、コスト的には同じなのでしょうか。事務的なこととか、全て含めた場合に。

会 長 コストというのは、汚水処理費ということでしょうか。

委 員 汚水処理費に係る維持管理費とか全ての。

会 長 執行機関。

執行機関 ただいまの御質問は、汚水処理費のことで、流れてくる汚水も増えますよ、受け入れる水も増えますよという前提であり、どの案でも、各年度の汚水処理費は同じです。これだけ水は入ってきて、節約するけれども、汚水処理費はこうなっていくということを歳出で積み上げてありまして、歳入は、これだけの水を受け入れるという前提が先にあって、それに料金の単価をかけて算出しています。現時点ではなくて、将来も推計してありますという回答でよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

資料2に関しては、御意見が出ないからといって先に行くわけにはいかないわけで、絞る方向で持っていくといけないわけですから、御意見をお願いします。

委員 意見が先に進まないということは、目標が定まらないということなんでしょうね。賄い率というのは、言葉が分かりづらい。説明されて、こうだというのは分かるのだけれども、考えてみれば、受益者の負担率であろうと。本来はこれだけ必要なんですよという原価、単価、それに対して、どれだけ負担していただくかという話なので、受益者負担率なんですよというふうにいえば、もっと分かりやすくみんな話ができるんじゃないかと。言葉がちょっと分かりづらい感じがします。

それと、もう一つは、本来は100%なんですと。それが達成できないということは、それ以外のところから費用が出ているんですよと。考えてみると、受益者が負担しない分は、そのお金はどこから出ているかということになるかと思うんです。これは市民全部で負担しているんじゃないかと。下水道を使っていない人も、お金を払っているはずなんです。そうでないと、お金は出ていくだけで、入ってこないんですから。本来は100%が目標ですよ、あとの残りは皆が負担しているんですよと、それが分からないから、堂々巡りのような感じになってしまっている。便利さを買っているとき、人は本来100%負担すべきであると考えております。

執行機関 本日は、出席が遅れまして、申し訳ございませんでした。

ただいまの御質問でございますが、まず、賄い率という言葉が分かりにくいということですが、おっしゃられたとおり、受益者の負担率という形で言い直したほうが分かりやすいというのは御指摘のとおりで、この受益者の負担率につきましては、下水道事業、それから農業集落排水事業はともに公営企業会計でございますので、受益者負担率は、本来は少なくとも100%が大原則であります。コスト削減でそれを達成できれば良いのですが、それが難しい状況でありまして、使用料の改定で一気に100%を達成しようとするれば、かなりの上げ幅の料金改定を行わなければならないということであるので、段階的にそれを達成しようというのが、この料金改定の考え方です。ですから、目標が定まらないのではないかと御質問がありましたが、あくまで基本は受益者負担率が100%。ただし、ここ数年の暫定的な目標として、目標を設定する場合に、目安がないと困ってしまいますので、県庁所在地の平均を当面の目標として、まずは達成し、その後、100%に行くにはどうすればよいかというのを、その後、

順次考えていこうというのが今回の考え方です。

また、受益者負担率が100%に満たない分はどうかというお話がありましたが、それにつきましては、下水道事業会計の場合は、一般会計から下水道事業会計に繰入金という形で、多額の金額を繰り入れております。こちらについては、本来は受益者が負担すべきものです。例えば、平成23年度決算ですと、30億円を超える繰入金が、受益者負担で足りない分を補うものとして、一般会計から下水道事業会計に繰り入れられております。それは、本来は受益者が負担すべきですが、それができないので、下水道を使っていない方も含めた税金等で穴埋めをしているという形になっております。

委員 改定案1から3と出ているのですが、使用料を支払う市民の立場からすると、改定案の3が一番なじみやすいです。ただ、改定案3ですと、今の社会保障費と同じで、つけたいなものを次世代に引き継がせることになるのではないかと。そうすると、安易に使用料が安いからといって、案3を選んで良いのかという悩みもあるんですね。

処理費のことに話を広げて考えてみたいと思います。改定案1から3で、汚水処理費については、各年度ごとに同じ金額で表現されています。これは少し違うんじゃないかと。使用料として徴収する金額が案1から3で違っているの、汚水処理費のほうも、公債費だとか、公債の利子分を返済する分だとか、そういうものも処理費の中に入るものだと思うんです。案1から3で処理費が全部同じというのは、どういうことなのでしょう。

執行機関 接続が増えて、汚水の処理が毎年度これだけになっていきますよということで処理費を推計しております。ですから、厳密にいうと違うのかもしれませんが、入ってくる水の量は同じであるので、ここは変わりません。使用料が動くというのは、入ってくる水の量がこれくらい増えてくるだろうと推計をしまして、それに単価をかけているから金額が違うだけであって、全て同じ量の水を受け入れる、処理するというベースで計算しております。ですから、処理費は全ての案で同じであり、使用料の単価の違いで料金総額が違うということで御理解いただければと思います。

委員 最初の資料でありました、財政収支計画というのがありますね。これの表とこちらの資料を見比べると、処理費は財政収支計画のとおりですね。最初にあった処理費の内訳というのは、維持管理費と資本費で構成されているというお話でしたね。ところが、この維持管理費の構成はいったい何ですかという話は、例えば1立方メートル当たり、汚水処理費の単価というのは、どういうふう構成されているのかということが全然出てこないわけですね、この資料の2だけでは。賄い率は、当然、使用料が高まれば上がるのは当たり前で、それで、案1から3、どれが適切かと言われても、市民からすれば、使用料の少ないほうが良いに決まっていますので、かといって、使用料を低くすれば、財政運営が大変だろうと思うし、いずれ賄い率というのは改定していく上で、最終的にどの辺のところ抑えて、段階的に使用料を上げていくかという、考え方としてはよく分かるんですけども、逆に、収める受益者のほうからすれば、急激な負担は無理なので、最終的には平準化というか、10年かかるところは15年にするとか、率はもう少し下げるとか、最終的にはそういうところに落ち着くのか

などという感じはいたします。

財政収支計画、さらに細かな維持管理費と資本費が分かる部分がほしいのだろうと思います。そのようなことを具体的に示して、賄い率が先にある議論ではなくて、維持管理費が非常に高くなっているの、それを賄うためには使用料をこれくらい上げざるをえないと、そういう素直な考え方が良いかなと思います。

執行機関 前段でお話しました使用料改定以外の経営改善ということで、細かい内訳を示してほしいという話がありましたが、現在の資料の下のレベルになりますと、処理費の中には、人件費、薬剤の費用、電気代など内訳がこうですよという資料がございます。それは、決算のときに作成しております。ただ、今回は準備できておりませんので、削減努力をしたという前提で、5ページ、6ページで資料を出しておりますので、処理費の資料はそちらで御理解いただければありがたいと思います。

委員 今日の話め方としては、この案の中で決めていくということですよ。

会長 決めるというか、議論していく中で、どこかへ収れんできれば、それに越したことはないと考えております。

委員 そうすると、あと1回の予定ですよ。ですから、資料は、個人的には、今出ている資料の中で議論すればよろしいかなという意見です。もっと細かく出せばという話はありませんが、この資料範囲で検討して、決められればよろしいのではないかなと思います。

会長 さきほど、審議会としての附帯意見が大事だと言いましたのは、審議会として一定の線は出すわけですけれども、ただ、執行部である市役所が、審議会の答申を受けて、どのように議会に出すかというのは、ある意味では別の問題ですから、それに沿っての意見はありますか。

委員 私は、ちょっと時間がないのではないかとこの意見です。この中で決めていけばよろしいんじゃないかとこの意見です。

会長 分かりました。

委員 決して難しい話ではないので、1立方メートル当たりの汚水処理原価の構成は、決算ベースですぐ出るわけですよ。それで推計して、例えば10年先、8年先というのは出るわけですよ。それがないと、なかなか議論しづらいですよ。

会長 それは、___委員が言われたことと同じですね。

委員 それは、今ある資料をちょっと加工するだけの話ですよ。それはぜひお願いしたいと思います。

執行機関 下水道部が出した資料で、16 ページで、維持管理費とざっくりとはなっております。この維持管理費には、人件費や薬剤費や電気代があります。これを原価で割っておりますので、23 年度決算では、78.3 円という見込みです。それが、76.9 円、73.3 円、70.0 円と処理原価は落ちていくということは、御説明が遅れてしまいましたが、このように落ちていくという前提ではありますが、水が入ってくる量が増えてくるので、汚水処理費はこのような数字になっているということで御理解いただければと思います。

委員 それはいいんですけども、もうちょっと資料は出せるでしょうかということです。

執行機関 それは出せませんが。

委員 例えば、100 円かかったら、人件費がいくらだとか、薬剤費がいくらだとか、それだけの話なんです。

執行機関 それは出せません。

委員 改善の方法で、人件費を下げたり、いろいろな面で削減の努力はしていると思うんですよ。その努力も認めなければならないと思うんですよ。もっともっと改善すべきことがあるとは思いますが、人件費は減らしているということは、私は認めてもいいかなと思います。もっと言いますと、もっと分かりやすい数字で、分かりやすい言葉で説明があったら良かったかなと思います。ベストのものは出ないと思うんですよ。ただ、ここまで努力したということ認めてあげてはと考えております。

委員 私は、改定案3の県庁所在市の平均賄い率70%を目標とし、3回の改定で達成するというのを前回のときに意見しまして、どういう数字が出るのかなと期待していたんですけども、これを見ますと、数字の上げ幅については少ないことと、受益者の負担率というのは高めていかなければならないということで、負担率が低いということは、市民全体がそれを負担しているということになるわけですし、つけを次世代に残すということはあるにはいけないことでもありますし、3回の改定をされていくということは、事務も経費がかかることでしょうから、経営改善は少ないと思うんです。ですから、市民感情としては値上げというのは受け入れ難いですが、2回の改定で70%を平成28年にというものが、100%に近づいていく努力ということで、市民も協力をしていかなければならないのかなということを考えました。ですから、改定案3というのは無理なものなのかなと思います。

会長 ありがとうございます。直接、案1から3に触れる御発言が出てまいりました。

委員 今まで各委員の御意見を聞いていまして、的確で皆さんすばらしいなと思っているんです。実は、私は、___の役員会で、毎月1回しか行われていないんですけども、黄門まつりがこの間ありまして、役員会を何度か開いているときに、役員会を開くと必ず固定資産税が高いという話がありまして、私は使用料等審議会の委員をやっ

ていて、今度、公共料金が上がるかもしれないんだよねという話を皆にそれとなくしたらば、今、こんな経済状態で公共料金を上げられては大変厳しいという意見が最初です。ただ単に言うと、市民はそう言うんですね。ところが、賄い率の話をしました。賄い率というのは分かりづらいので、受益者が下水道料金に払っている率だよと。それが今40%で、他の都道府県は60%で、その足りない分はどうしているんだという質問を受けたときに、それは一般財源から、みんなから頂いている税金から投入しているんだよと言ったらば、じゃ受益していない人も払っているんだと、では、それが40%から60%になっても、受益している人、利用している人が負担するんだったら、一般財源を少しでも軽減してもらって、その一般財源を福祉とかまちづくりとかの費用に充ててもらったほうがよっぽどいいんだという意見が結構多いんですね。

ですから、話をきちんとすれば、市民も、一般財源から、皆さんから頂いている税金を投入して下水道処理をしているんだという話をすると、賄い率は40%から60%、70%くらいに上げて、もしくは100%まで上げてもいいんじゃないかということ、話をきちんとすると、皆さん納得してくれるんです。

ただ、私は、100%という意見について難しいなと思うのは、___委員がおっしゃられたように、不明水というのがあるということで、私も不明水って何なんだろうと思っただらば、大地に浸み込むはずの雨水——水戸駅から大工町あたりの国道50号に降り注ぐ水というのは、全然地面に浸み込むことなく、大きなビルなどでは、雨水がかなり当たって、それがコンクリートの枠を通過して汚水といっしょにどんどん流れていく。おそらく、それが不明水の大きな原因になっているのではないかなと思っています。それが例えば10%あれば、受益者負担率は90%でも、これは100%に近い率であると考えられるのではないかなと思っています。

そういうことで、各委員の言うとおりに、確かに、もっと細かいところを追究してもよいだろうなと思っても、この膨大な資料を全部目を通してみますと、いろんなところが網羅されて載っておりまして、これを全部覚えるのも大変なことで、賄い率とか、他の都道府県のものもよく分かったし、さきほど___委員がおっしゃられたように、他のところは、賄い率は、平成28年や30年には80%くらいになっている可能性もあるだろうし、また、それで急激に上げてしまうと、受益者負担の改定率が非常に高くなってしまうので、改定案の案1、もしくは案3であれば、我々が負担する額も助かるんですけれども、水戸市の財政を考えれば、2案でもいいのかなと。早く70%くらいに達していただいて、一般財源をできるだけ他の福祉や教育やまちづくりに使っていただければなと思っています。

委員

賄い率が年度ごとに段々と増えていく、そういう改定案になっていますが、賄い率の目標というのは、理想的には100%なんだけれども、九十数%、あるいは90%くらいでとどまるのかもしれないと感覚的には思っています。

一つ分からないのは、どこまでいくのか、あるいは20年、30年かけて100%にアプローチしていくのか。とすれば、現状、いったい私たちは、この宇宙の中でどこに住んでいるんだろうと。宇宙旅行と同じで、この賄い率も、本当に出だしのところにいるんじゃないか。序盤、中盤、終盤で分ければ、まだ序盤のあたりで、理想の100%、あるいは100%までいかななくても、それに近いところにアプローチするのであれば、この調子でいくと、かなりまだ年月を要する。とすれば、今は序盤である。そういう

大きな流れで捉えると、案1から案3、どれでも同じじゃないかと。私は、使用料を払わないというわけではないが、受益者負担の義務がありますので、払うつもりですが、どれでも同じじゃないかと思うんですよ。とりあえず、現行の負担が少ないのは案の3なんですね。ですが、案3であっても、20年、30年の歳月を見たときには、いずれ100%近くにいくので、とりあえず今の苦境をしのぐということに過ぎないんじゃないかというふうに思います。

委員 私も、3回でやったらとの意見を述べて、資料を出していただいたのですが、これでいきますと、25年の改定では、内原地区がマイナスになるということで、この点がどうかという気がするんですね。下げて、また上げるというのはどうかと。それを考えると、案1か案2かということになるんですが、県庁所在市の平均といっても、平成22年度のもので、それに対して水戸市は平成28年度ですから、6年遅れということになり、その時点では、さらに遅れるかもしれないということですし、案1と比べても100円の違いもないので、そういったことも考えて、案2がいいような気がしています。

それから、目標を何に置くかということなんですけれども、この案1というのは、平成27年度に県庁所在地の平均がこうなるだろうと17年度のときに想定した数字になっているわけで、それが既に70%までいってしまっているわけですから、65%と70%のどちらを採るかといったら、70を採ったほうがいいという気もしますので、案2のほうがと思います。

会長 ありがとうございます。現段階では、案2を推す意見が出ていると思いますが。

委員 水戸市の下水道の普及率は、平成22年ですと73%近くにいていますよね。平成元年のころは、おそらく県庁所在地では最下位のほうだったんだろーと思います。ここ、平成に入ってから急激に下水道の整備を図ってきたわけですよね。当然、そういったインフラ整備について、相当なお金がかかっていますよね。それを結果的に受益者が負担して返済していく話で、その構成として公債費になる。急激にインフラ整備したわけですから、費用がかさむというのは当たり前ですよ。それを一気に回収するということよりも、なだらかに回収していったほうがいいのではないかというのが私の意見です。スタンスとしては、それほど金額は違いませんけれども、案3のほうが市民には説明しやすいのではないかと。例えば、こうしてインフラ整備をしてきた結果、汚水処理の単価がこういう構成になっていて、値上げをしていかざるを得ないというようなシナリオを書いていかないと、なかなか理解というのは得られないのではないのかなと。本来ならば、県庁所在地ですから、もう少し下水道普及率は高いはずですよ。それが異常に低かった。それを、ここ十何年かで整備してきたわけです。それは、理解はしていただけるとと思いますよ。我々が見ても、非常に環境は整備されておりますし、汚い川もなくなってますし、家庭の雑排水もほとんど河川に流れなくなっています。以前は、桜川もどぶ川みたいでしたが、改善されました。その費用を負担するというのは、当然のことだろうと思いますけれども、ただ、急激に負担するというのはなかなか難しいので、なるべくなだらかにという姿勢で臨まないで、なかなか理解を得られないんじゃないのかなと思います。

委員 私は、___委員と同等の意見です。水洗化率の向上のためということでも、一挙に値上げということになれば、100円でも200円でも上がった気分がする。あるいは、消費税、経済環境、そして行政等の効率化と経費節減ということで、このようにうたっております。並びに、目標等もある程度明確化されております。そういった中で、市民から、受益者から見た形でも、水洗化率の部分も向上するには、私も改定案3が妥当なのではないかと、なだらかな値上げがスムーズにいくのではないかとこの考えを持っております。

会長 ありがとうございます。今のところ、案2と案3を支持する声が大きいに思っています。

委員 算出方法で、内原地区はもともと高いですよ、合併後も。これは、内原は下げないでという算出はできないんですか。下げて上げるというのは、ちょっと意地悪のような。統一ということなんでしょうか。二、三年下げて、また上げるというのは。

執行機関 ただいまの御質問でございますが、下水道事業の経営ということを考えれば、内原地区を下げる必要というのはございません。ただ、合併のときの合併協定書というのがございまして、水戸市と内原町のいわば約束で、料金は当分の間は別にするけれども、その期間が過ぎれば統一しますよという約束のもとに合併しておりますので、それを反故にするということは、信義則に反するということになりますので、経営の視点とは別に下げるべきであると考えております。

委員 それならば、2,730円に合わせて算出するというほうがすんなりといくような気がします。下げて上げるのでしたら、水戸市のほうが今まで内原に比べて安かったのだから、これだけ上がりますよと言ったほうが、説得力はあるんじゃないでしょうか。2,730円のほうに合わせて。

執行機関 その形でやりますと、改定案1になります。

委員 それが、改定案1なんですか。

執行機関 数字が若干異なっておりますけれども、内原地区は上げないということで、0.2%にはなりますが、現在と同等の水準で、上げないでやるというのは改定案1になります。

委員 合併するときの約束は、何年でやることになっていたのですか。

執行機関 3年から4年でなっていました。

委員 その辺がちょっと。何で決まっていたのですか。

会長 合併協定書に書いてあったのですね。これは、基本的に守らなければいけないものです。

委員 3年ということは、今まで手を抜いていたわけでしょう。3年でもう終わっているわけなんですから。本来ならば、そうなんじゃないですか。根本のところは市民に丁寧に説明して、統一するべきなんじゃないかと思います。

会長 改定案3の一部修正案のようなものでしょうか。
他にいかがでしょうか。

委員 まず、この回数の問題と受益者負担率は分けて考える必要があると思います。受益者負担率、賄い率は、受益者負担の原則と財政の健全化のために、私は、70%を選ぶべきだと思います。これについて、まず皆さんの御意見を統一して、65%がいいか、70%がいいか、意見を統一して、その上で、2回でやるのか、3回でやるのかを議論していただくというのはいかがでしょう。

会長 という御提案をいただきました。両者は関連しているという部分もありますけれども、では、今の御提案に乗ろうかと思えますけれども、よろしいでしょうかね。
では、まず、賄い率をどうするかですね。御意見をいただきたいと思えます。

委員 私は____という団体から推薦を受けて委員として出席しているんですけども、市のほうからいろいろと値上げの話が出るから、反対をして値上げをしないようにということで、代表に選ばれて来たのですが、皆さんの御意見を聞いて、受益者負担ということで上げるということが妥当だという意見でまとまったようなのですが、私の団体としては、公共料金の値上げには反対という意見が多いようなのですが、皆さんの意見や市の資料等を検討いたしまして、賄い率は、65%よりは、一気に70%にして、私は案2のほうで、何回も上げるよりは、2回で上げて、70%の受益者負担率くらいが妥当なのかなと感じております。値上げしないわけにはいかないでしょうね、この状況で。

委員 私も、賄い率は、きちんとした目標に対して解消すべきであると思います。それは、行政を市民も協働して支えていくという、そうした視点で見ますと、案2と案3では、最後の31年度で72.9%と70.0%ということですが、私は、感覚的には、案2がよろしいのではないかと思います。確かに、市民感情から考えると、市民は賄い率というものあまり考えていない。私たちがどれだけ支払うのかということに目が向いていると思います。しかし、子どもたちの未来、子どもたちにもできるだけつけを回さないために、現在の世代たちでできるだけ対応していく、そういうことを考えますと、私は案2のほうの方がよろしいかと思えます。

委員 賄い率は、高いほうを目標に選定することに異議のある方はいらっしゃいますか。今までの中では、だいたい70%で、案2か案3かという御意見だと思うんですけども、その点は、審議会として統一化を図れるでしょうか。

会長 高いほうということになると、案2か案3かということになって、案2か案3かの違いは、2回か3回かということになるわけですね。

委員 高いほうでいくべきであろうというのは、当然であろうと私も感じております。さきほど____委員からお話がありましたが、一般財源から負担している金額について、福祉へ財源をもっていくんだよという、その辺の話が附帯として出ていければよろしいのかなと考えております。単純に賄い率を上げるということは、単価を上げるということになるので、単価を上げた分について、水戸市の収入がそれだけアップした形ですね。ですから、本来は、上がった分については、一般財源からそれだけ補填を止めるということになるわけですが、それを止めないことには、同じようなことになっちゃいますからね。その辺のところをきちんと処理をしてもらうことにしないと、受益者負担をして、市民の負担が増えただけということになってしまう。市民負担が単純に増えただけ。一般財源のほうの繰入金も減らなければいけないわけです。水戸市の財源の総体を増やすかと、最終的にはそういう形になるかと思えます。下水道の料金をアップしたということは、水戸市自体の収入がそれだけ増えたよということになるかと思えます。

会長 これはあくまでも下水道関係の話であって、使用料等審議会ですから、使用料等をどうするかというのが我々に与えられた仕事であるわけです。それで、一般会計からの補填が少なくなる。それによって出てきたお金を何に使うのかということにまで言及するのは、使用料等審議会の権限からは逸脱しているのでしょうか。

執行機関 料金改定によりまして、下水道使用料が上がれば、その分、一般会計からの繰入金は減らします。これは、今までどおりです。それが結果的に、一般会計のほうで教育ですとか福祉ですとかまちづくりなど、特定はできませんが、それらに使えるお金が増えてくるという形になります。

会長 この審議会として、教育とか福祉とか、そういうところにお金を回すべきだということが妥当かどうかということを質問したわけです。

執行機関 一般会計からの繰入金を減らすべきだということは、この審議会として、料金改定に伴うものですので、問題ないことですが、その使いみちを指定するのは、範囲外であると思えます。

委員 私も、そのところはそうであろうと感じております。そういうふうなものの考え方があるということについて、附帯意見ですね、審議会の中で話がありましたということが分かれば、それで結構だと思います。

それと、もう一つ、案3の話で、内原地区がマイナス2.7%という数字が出ていて、ただ、内原地区の料金があったんですけども、資料で生活排水ベストプランというものがありまして、色づけを見ておりましたら、内原地区というのは農業集落排水が主なのではないかなと。そうすると、ここに書く必要があるのかということが一つです。一般の公共下水道に内原地区は入っているのでしょうか。

会長 それは、対象があるから、ここに出てきているということですよ。

執行機関 内原地区にも、農業集落排水もありますし、下水道もありますし、浄化槽もあります。生活排水ベストプランの図ですと、第四号公共下水道というのが内原地区です。

委員 これが入るんですね。

会長 いろいろ御意見をいただきましたが、多様な御意見がありました。

委員 私は案3の意見なんです。案2は17.1%の改定率ですよ。最終的には、平成31年になると負担は同じになると思うんですけど、ところが、案3ですと、9.6%を3回にわたって改定です。17.1%を2回でいくのか、3回に分けて9.6%でいくのがいいのか、その選択の問題として考えたときに、私は、負担の平準化という視点から、案3がいいんじゃないのかなという意見でございます。

会長 ありがとうございます。会議が始まってから2時間が経過しようとしているんですが、1回の会議時間をあまり長くするのも適当ではないので、少なくとも、農集のほうの議論は次回にせざるをえないということがあります。

案2か案3かということに帰結するような気がしますが、これについて、もう少し考えてみるということにして、今日は結論を出すのは難しいですよ。

委員 一つ提案してよろしいでしょうか。

もしもう1回やるのであれば、内原を下げないで、そのレベルで改定というのを案4で作っていただけたらと思います。

会長 さきほどから出ている案ですね。

委員 内原のレベルに水戸市を逆に合わせる。それで、水戸を内原と合わせてから、その後改定する。

執行機関 水戸と内原を合わせるということですよ。それが改定案1で、内原の改定率は0.2%でほとんど変わらないで、水戸が内原のレベルに追いついていきますよというのが改定案1と御理解いただければと思います。

委員 改定案1ではなくて、改定案3でそれをやっていただきたいのです。70%が目標です。改定案1ではなくて。下げて上げるのだったら、こちらを合わせるほうが良心的ではないかと思えます。

会長 つまり、改定案3の修正案のようなものを次回までに計算していただくという話ですね。用意していただくのは可能ですか。

執行機関 そうしますと、25年度の改定率を概ね12.9%にして、内原と同じにするということでしょうか。回数は2回で70%を目標にするということによろしいでしょうか。

委員　　そうではなくて、例えば、この案3で、25、26、27年度は、水戸市のほうが2,730円のレベルでいった場合の試算ということです。

執行機関　　分かりました。

会　長　　それでは、役所が期待する進行とは違う方向となりますけれども、これまでの御意見を踏まえて、今後の予定等について、どう考えるかについて御説明していただけますでしょうか。

執行機関　　すみませんが、農集からの説明だけさせていただいて、次回に御検討していただくということでもよろしいでしょうか。

会　長　　では、どうぞ、執行機関。

執行機関　　（農業集落排水処理施設使用料の改定について説明）

会　長　　ありがとうございました。

御意見、御質問等もあろうかと思いますが、今日のところは、説明を受けたということにとどめて、御意見、御質問等は次回にお願いしたいと思います。

それでは、閉じる方向になりますが、財政課から、今後の対応等について御説明をいただきたいと思います。

執行機関　　お手元に配布させていただきました次回の開催の日程なのですが、9月21日ということで通知を差し上げました。これは、今回、改定案が決まって、答申案を練るために、ある程度、時間が必要であろうということで、期間を空けて設定しておりました。しかしながら、本日の議論から一月空いてしまいますと、皆さんの御意見もいろいろと曖昧になってしまうでしょうから、日程を調整いたしまして、9月21日より前に、もう一度会議を開きたいと考えております。ただ、会場の確保などの都合がありますので、決定しだい早急に御通知を差し上げます。よろしく申し上げます。

会　長　　それでは、本日の会議は、中途半端な形とはなりましたが、これまでの御意見を踏まえて、それぞれ御自分の意見を煮詰めていただき、次回には、農集も含めての結論を出すということで進めたいと思っております。といいますのは、市長への答申の日取りが既に決まっています、さらに9月議会と、議会関係も出てまいりますので、次回もまた結論を出さないというわけにもいかないわけでございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

執行機関　　本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。資料も準備いたしまして、通知も急いで差し上げますので、次回もよろしく願いいたします。

以上をもちまして、第4回使用料等審議会を閉会いたします。